

秋田県収用委員会告示第8号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県知事から平成26年2月13日に申請のあった県道富根能代線改築工事（真壁地バイパス・秋田県能代市真壁地字サト地内から同市向能代字平野館下道越起上及び字平野館下起上地内まで）に係る土地収用事件（平成25年秋収委第61号）の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成26年9月2日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成26年9月24日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎 6階 総605会議室